

第2期松前町子ども・子育て支援事業計画
(松前町次世代育成支援地域行動計画)

～ 子育てが安心してできる地域づくり ～

《 計画期間：令和2年度～令和6年度 》

令和2年3月

松 前 町

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	1
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
6. 第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状	6

第2章 松前町の状況

1. 人口と世帯の状況	7
2. 教育・保育施設の状況	10
3. 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	11

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念	23
---------	----

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	24
2. 教育・保育提供区域の設定	25
3. 保育の必要性の認定について	26
4. 児童人口の推計	27
5. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	28
6. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	30
7. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	37
8. 関連施策の展開	38

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	42
2. 計画の推進に向けた役割	43
3. 計画の推進に向けた3つの連携	45
4. 計画の進捗管理	46
5. 財政基盤の確立	46

資料

松前町子ども・子育て支援事業計画策定経過	48
松前町子ども・子育て会議設置要綱	49
松前町子ども・子育て会議委員	51

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 国の少子化対策

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻となっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に生む子ども数）をみると、過去最低とされる平成17年の1.26から平成30年では1.42と上昇しているものの、出生数は過去最低を更新し、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っています。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感等が指摘されています。

国では、平成24年に制定された認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」に基づき、子ども・子育て支援制度(以下「新制度」という。)が平成27年4月から施行されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

さらに、令和元年10月には、「子ども・子育て支援法」が改正され幼児教育・保育の無償化が実施されています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

本町では、次世代育成支援対策推進法を受け、子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年3月に平成17年度から平成21年度までの「松前町次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定し、平成22年3月には計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする後期計画を策定しました。

平成27年度には、子ども・子育て支援法を受けて「松前町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年～令和元年）（以下、子ども・子育て計画）を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を充実させてきました。（次世代法が平成26年に改正され、法律の有効期限が10年延長されたことを受けて、本町の子ども・子育て支援計画は次世代計画の施策・事業を引き継いだ内容となっています。）

このような背景を踏まえて、第1期の子ども・子育て計画を継承しながら、第2期の子ども・子育て計画を策定し、生まれ成長する子どもや子育て家庭に対する総合的な支援をさらに充実させ、体系的に推進していきます。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

(1) 施設型給付と地域型保育給付（民間）

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園 (幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
地域型保育給付	○小規模保育事業 ○家庭的保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業

(2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています。（給付は施設・事業者が代理受領します。）

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称
○利用者支援事業
●地域子育て支援拠点事業
●妊婦に対して健康診査を実施する事業
●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
○養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
○子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
○ファミリー・サポート・センター事業
●一時預かり事業（一時保育）
○病児保育事業
○時間外保育事業（延長保育事業）
●放課後児童健全育成事業
○多様な事業者の参入促進・能力活用事業
○実費徴収に係る補足給付を行う事業

※ ●は本町で実施している事業です。

3. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）と一体的に策定します。

また、松前町総合計画を柱に障がい者計画・障がい福祉計画等との連携・整合性を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

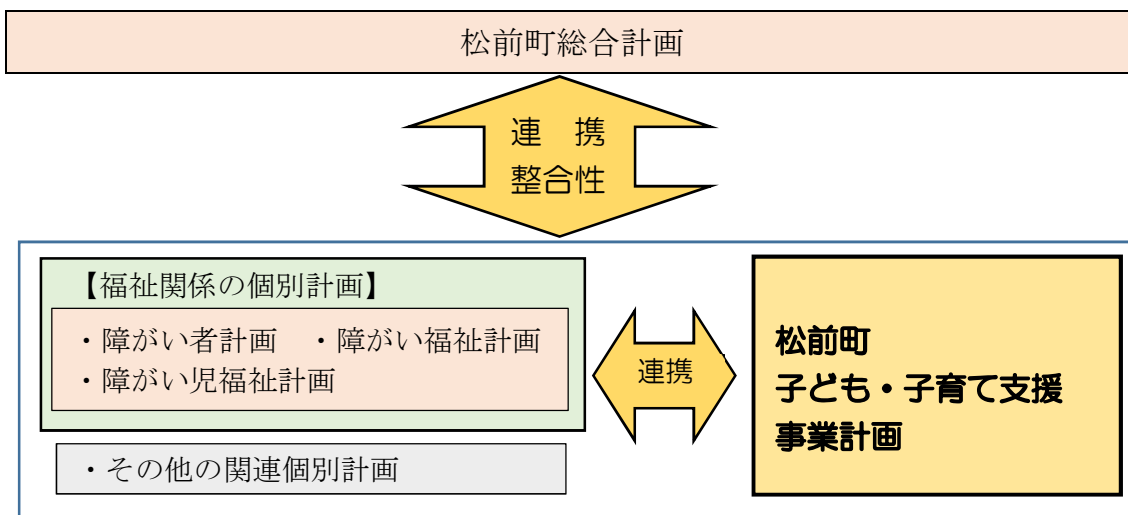
次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 他計画との連携・調和

本町では、最上位計画である「松前町総合計画」において、基本構想のひとつとして「子どもが元気に誰もが健康で快適に暮らせるまち」を掲げています。本計画は、「松前町総合計画」や他の計画との連携や調和した計画として策定するものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和2年度から令和6年度までの5年間で2期として推進します。その後、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、必要に応じ見直しを行なうものとします。

計画期間	年 度									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
松前町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期					第2期（本計画）				

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「松前町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

松前町に居住する保護者を対象に、アンケート調査の実施により、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

(3) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら策定しています。

6. 第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

第1期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

事業名	平成30年度 目標	平成30年度 実績	計画との差	内容
① 教育・保育の量 の見込み ・1号認定 ・2号認定 ・3号認定 合計	20人 62人 13人 95人	29人 46人 22人 97人	9人 △16人 9人 2人	■松前認定こども園 定員 95人 1号 35人 2号 51人 3号 9人 ■清部保育所 定員 60人 2号 51人 3号 9人
② 地域子育て支援 拠点事業	延べ651人	延べ872人	221人	■清部保育所 ■松前認定こども園
③ 妊婦健康診査事 業	27人 延べ378回	29人 延べ361回	2人 △17回	
④ 乳児家庭全戸訪 問事業	27人	32人	5人	
⑤ 一時預かり事業 (預かり保育)	延べ670人	延べ995人	325人	■松前認定こども園
⑥ 一時預かり事業	延べ109人	延べ294人	185人	■清部保育所 ■松前認定こども園
⑦ 放課後児童健全 育成事業	低学年 25人 高学年 17人	低学年 31人 高学年 5人	6人 △12人	■清部保育所内 ■松城小学校内

第2章 松前町の状況

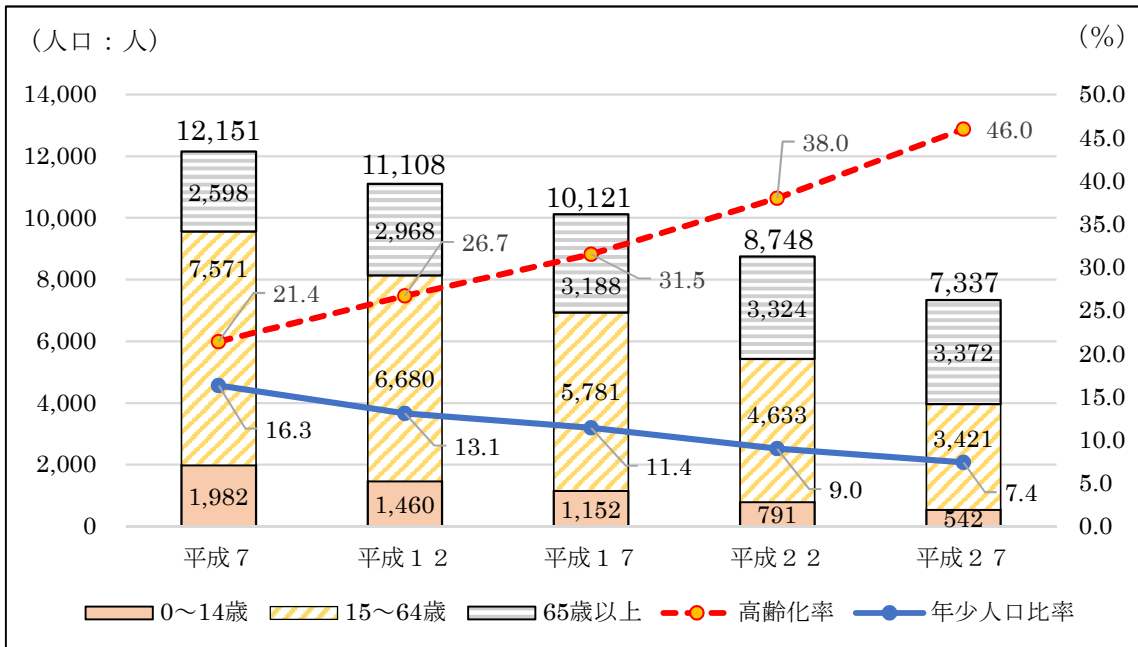
1. 人口と世帯の状況

(1) 松前町の人口推移

本町の人口は、平成7年の12,151人から平成27年の7,337人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、増加傾向で推移しており、一方15歳から64歳までの生産人口と0歳から14歳までの年少人口は、減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。

【年齢区分ごとの人口推移】



※ 平成27年国勢調査では、年齢不詳者が2名いるため、総数と各年齢層の合計は一致しない。

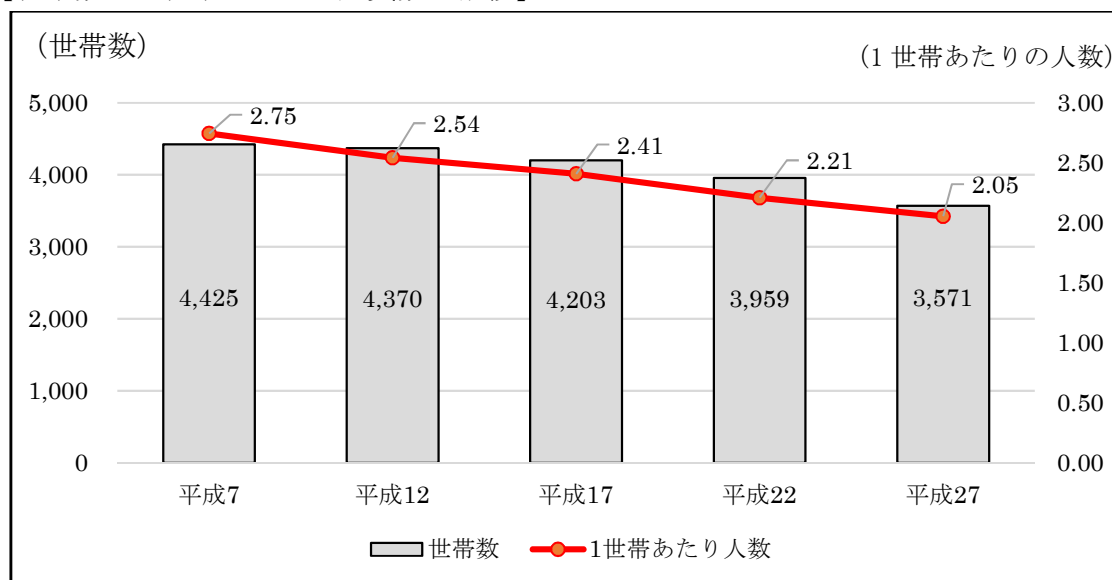
国勢調査

(2) 世帯数の推移

国勢調査による松前町の世帯数は、年々減少傾向で推移しています。

また、1世帯あたりの人員は、平成7年の2.75人から平成27年の2.05人と減少しており、核家族化の進行が見られます。

【世帯数と一世帯あたりの人員数の推移】

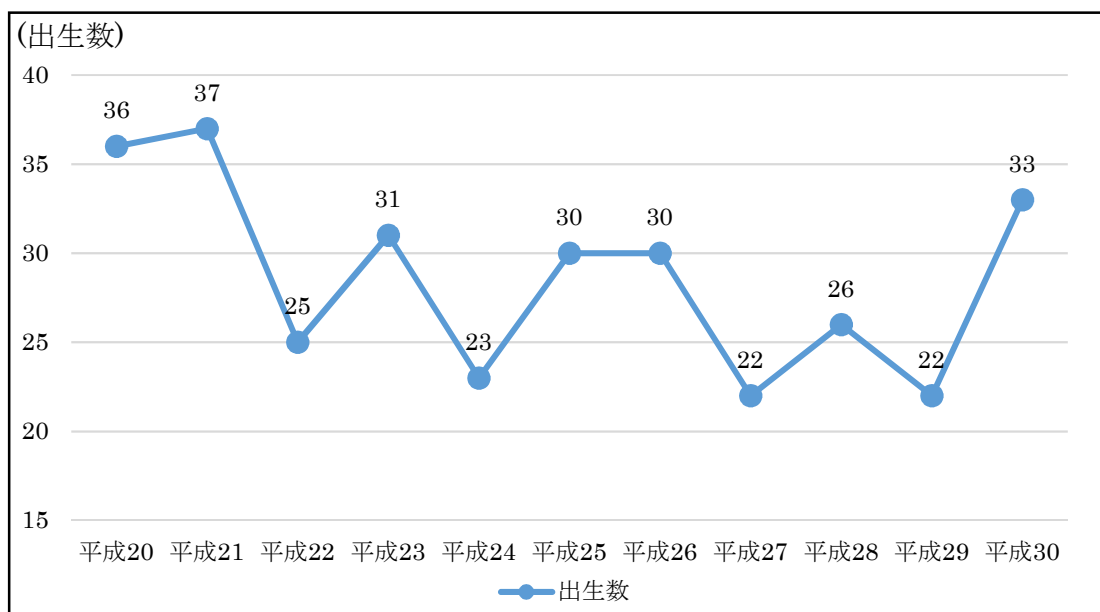


国勢調査

(3) 出生数の推移

本町における出生は、近年低い出生数で推移しており、平成22年度の25人から平成30年度にかけて増減を繰り返している状況です。

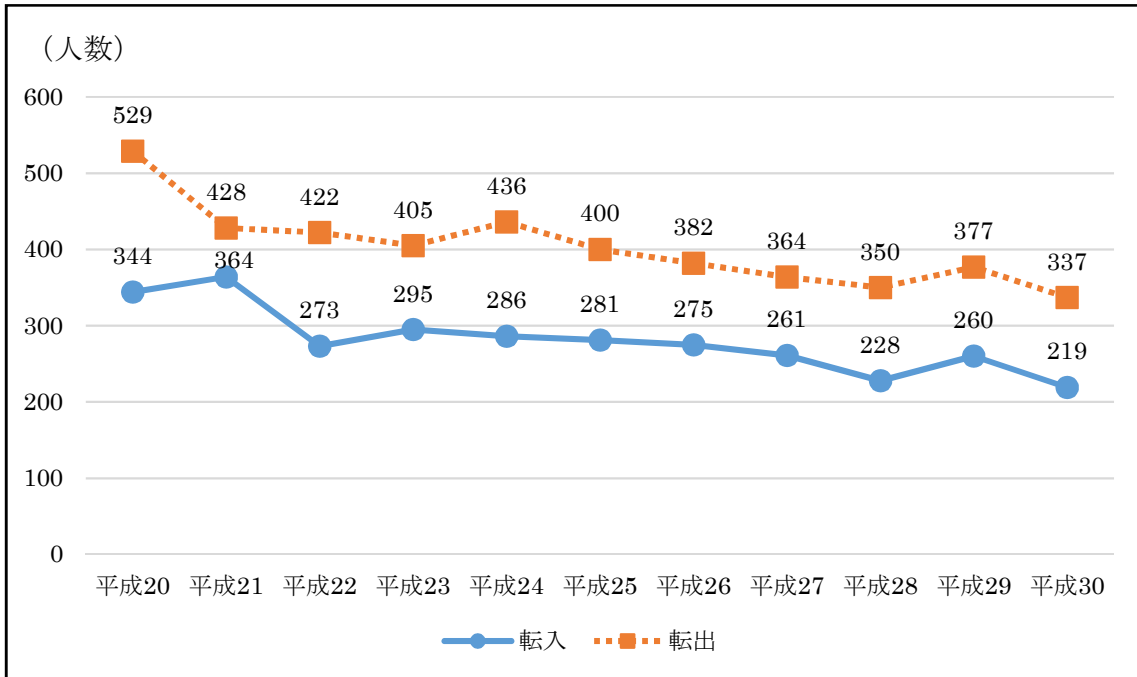
【出生数の推移】



(4) 転入と転出

転入転出ともに減少傾向にあるが、転出が転入を常に上回り社会的人口の減少が続いている状況です。

【転入と転出の状況】

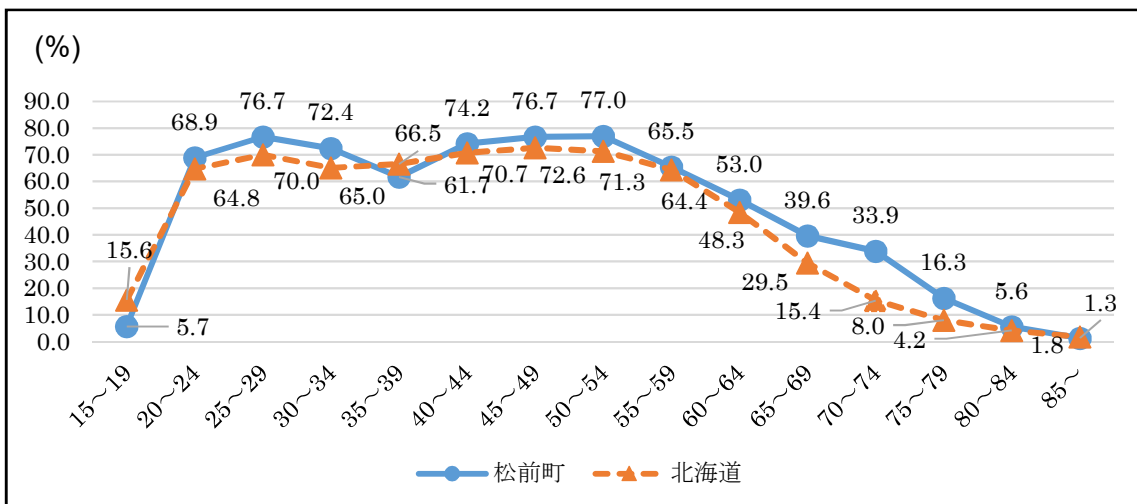


住民基本台帳

(5) 女性の就労の状況

本町の女性の就業状況は、北海道の全体の状況とほぼ同じ曲線を描いているものの大半は、北海道の就業状況を上回っている状況です。

【女性の就労の状況】



平成 27 年国勢調査

2. 教育・保育施設の状況

(1) 認可保育所の状況

【認可保育所利用者の推移】

(単位 人)

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
清部保育所	14	12	18	17	21

各年 4 月 1 日現在

(2) 認定こども園の状況

【認定こども園利用者の推移】

(単位 人)

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
松前認定こども園	71	83	81	74	68
(保育園)	33	42	42	48	47
(幼稚園)	38	41	39	26	21

各年 4 月 1 日現在

3. 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

松前町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、未就学児童及び就学児童の保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査票の種類	対象者	配布数
未就学児童及び 就学児童の保護者用	326名 内訳 未就学児童 158名 就学児童 168名	保護者 205名

(2) 調査の方法

調査は、配布・回収ともに郵送にて実施しました。

(3) 調査期間

平成31年4月19日から同年5月15日までとして実施しました。

(4) 回収数と回収率

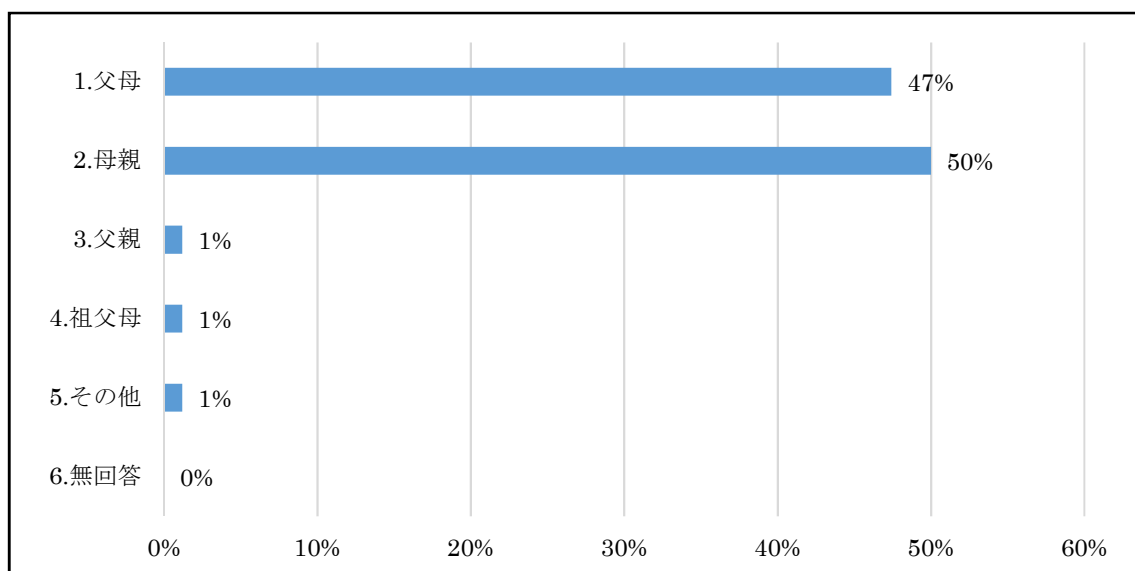
調査票の種類	配布数	回収数	回収率
未就学児童及び 就学児童の保護者用	205	84	41%

(5) 集計結果の概要

集計結果の概要については、次ページ以降のとおりです。

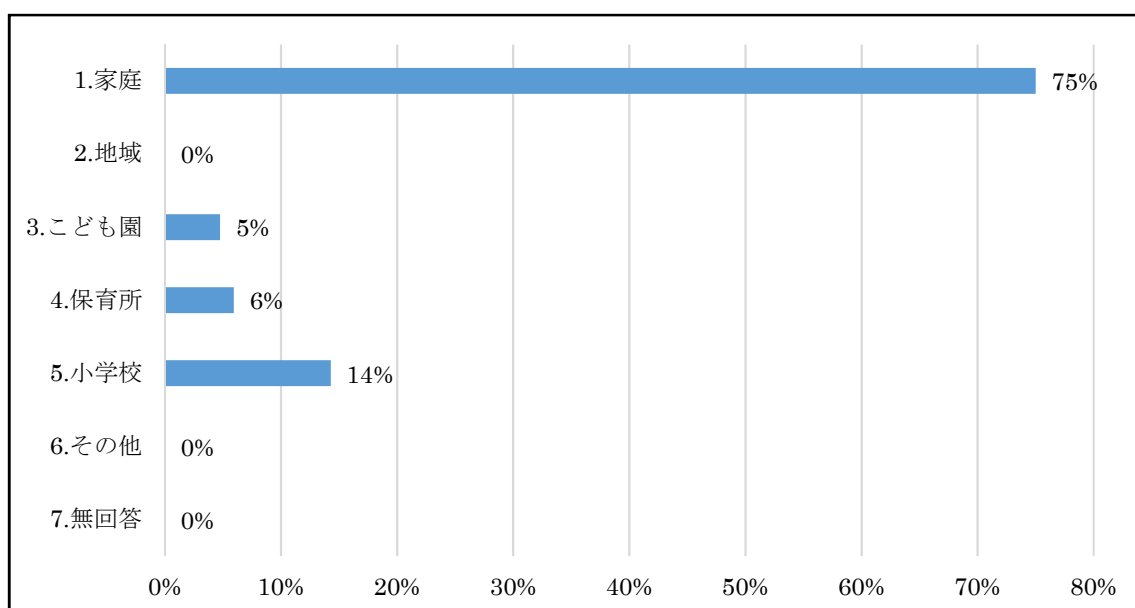
子育てを主にしている方

○お子さんの子育てに日常的に関わっている方は、「父母」が47%、「母親」が50%でそれぞれ大半を占めています。なお、「父親」は1%と低くなっています。



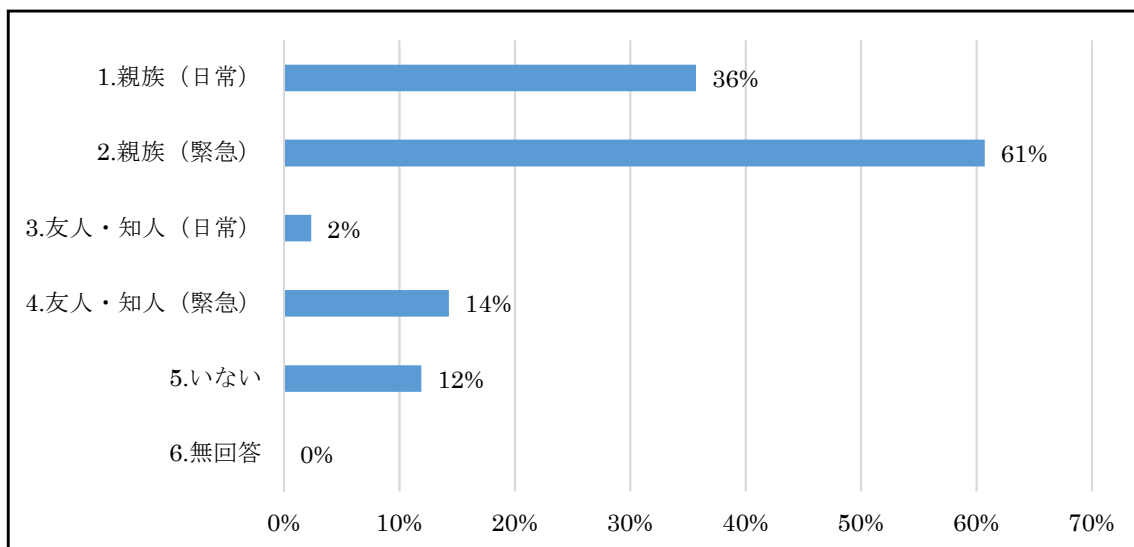
子育てにもっとも影響すると思われる環境

○子育てにもっとも影響する環境は、「家庭」が75%と大部分を占めており、次いで「小学校」、「保育所」、「子ども園」の順となっております。



日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無 [複数回答]

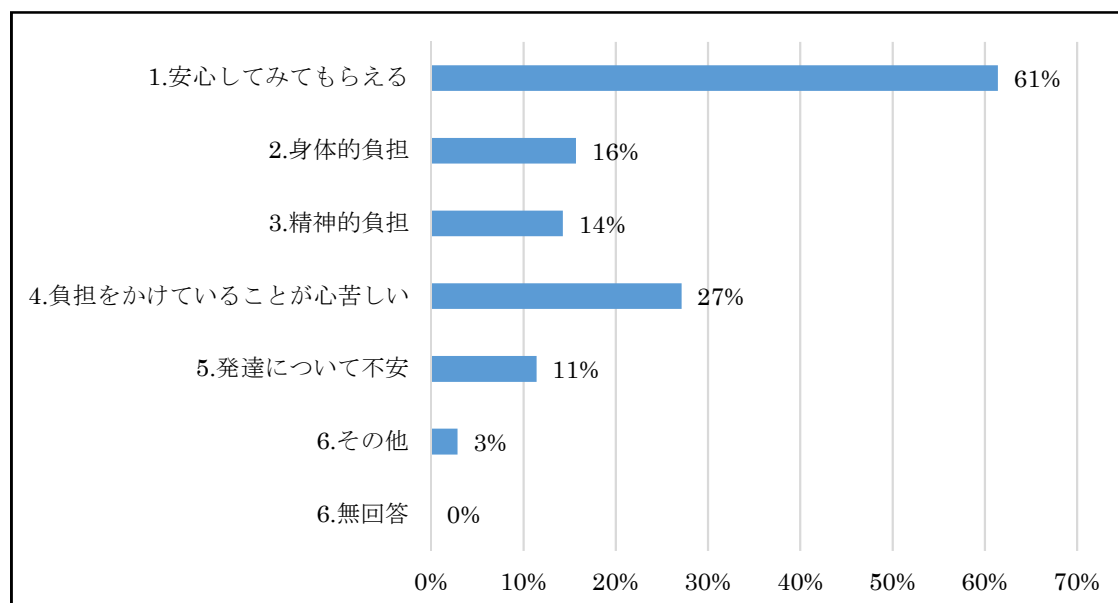
○お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人については、「親族（緊急）」が61%、次いで「親族（日常）」が36%となっており、親族がみているのが大部分となっており、「いない」が12%となっています。



祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況について

※面倒をみてもらえる人がいる「日常／緊急」方のみ [複数回答]

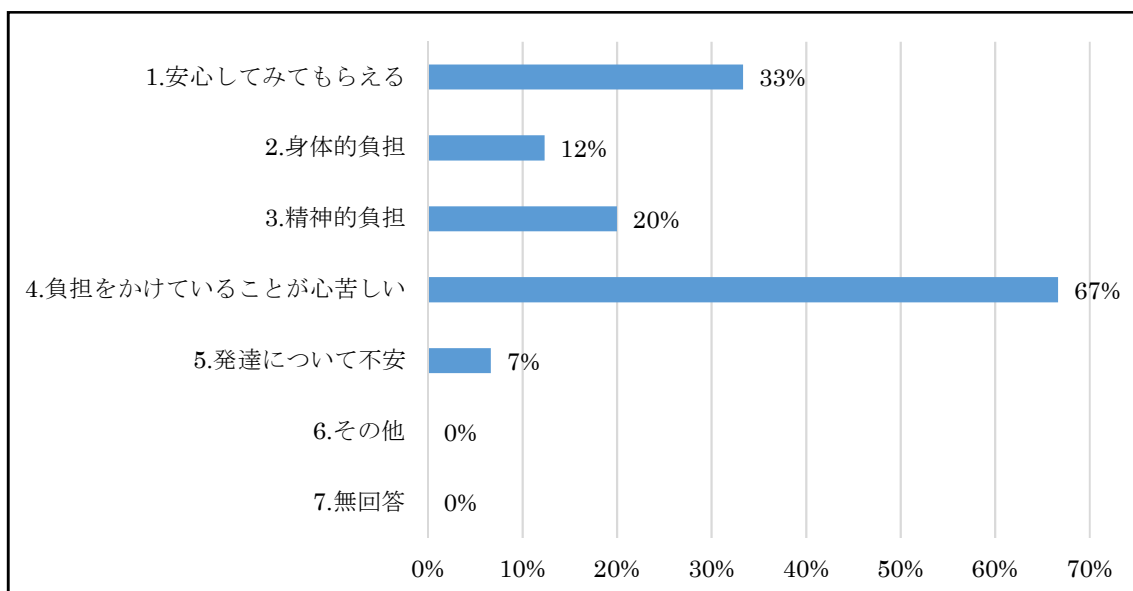
○お子さんの面倒を親族にみてもらっている状況については、「安心してみてもらえる」が61%となっている反面、「負担をかけていることが心苦しい」が27%となっています。



友人・知人にお子さんをみてもらっている状況について

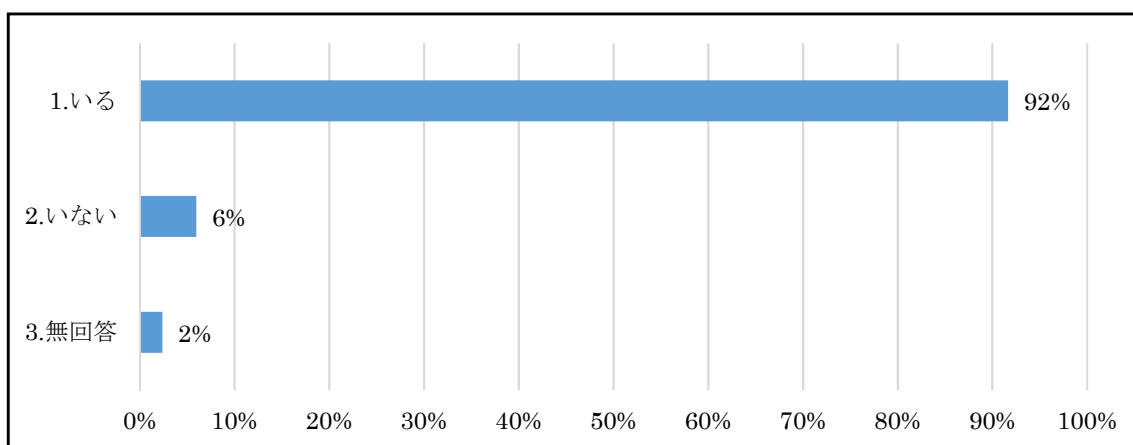
※面倒をみてもらえる人がいる「日常／緊急」方のみ [複数回答]

○お子さんの面倒を友人・知人にみてもらっている状況については、「安心してみてもらえる」が33%となっている半面、「負担をかけていることが心苦しい」が67%と高い割合となっています。



子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）の有無

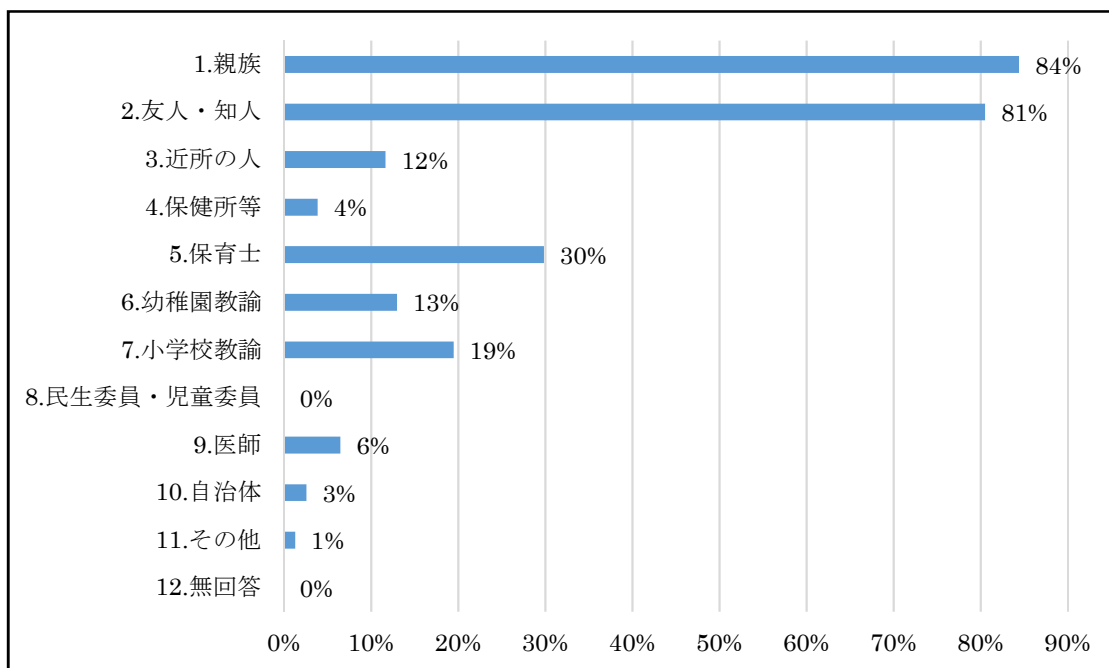
○子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）については、「いる（ある）」が92%と、高い割合となっています。



気軽に相談できる人（場所）〔複数回答〕

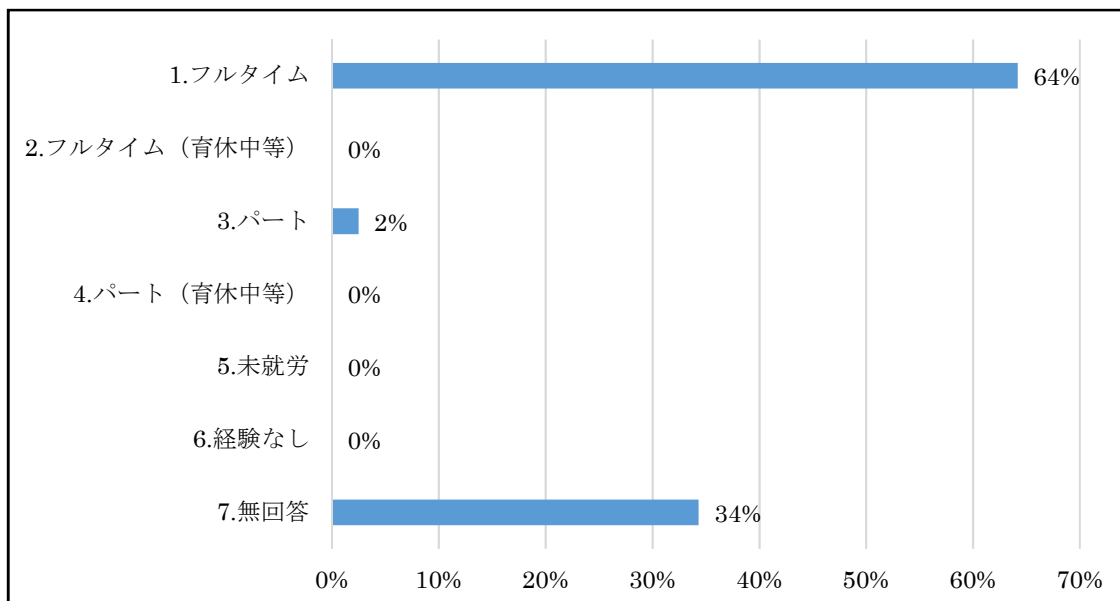
※気軽に相談できる人（場所）が「いる（ある）」方のみ

○気軽に相談できる人（場所）としては、「親族」が84%で最も多く、次いで「友人・知人」が81%となっています。



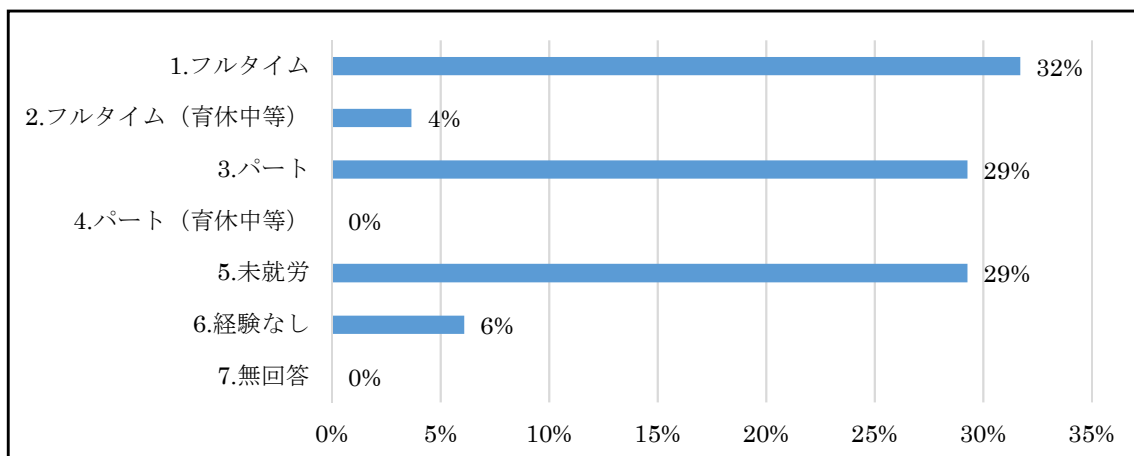
父親の就労状況

○父親の就労状況については、「フルタイム（育休・介護休業中ではない）」が64%と大半を占めています。



母親の就労状況

○母親の就労状況については、「フルタイム」が最も多く32%、次いで「パート」、「未就労」が同率で29%となっています。

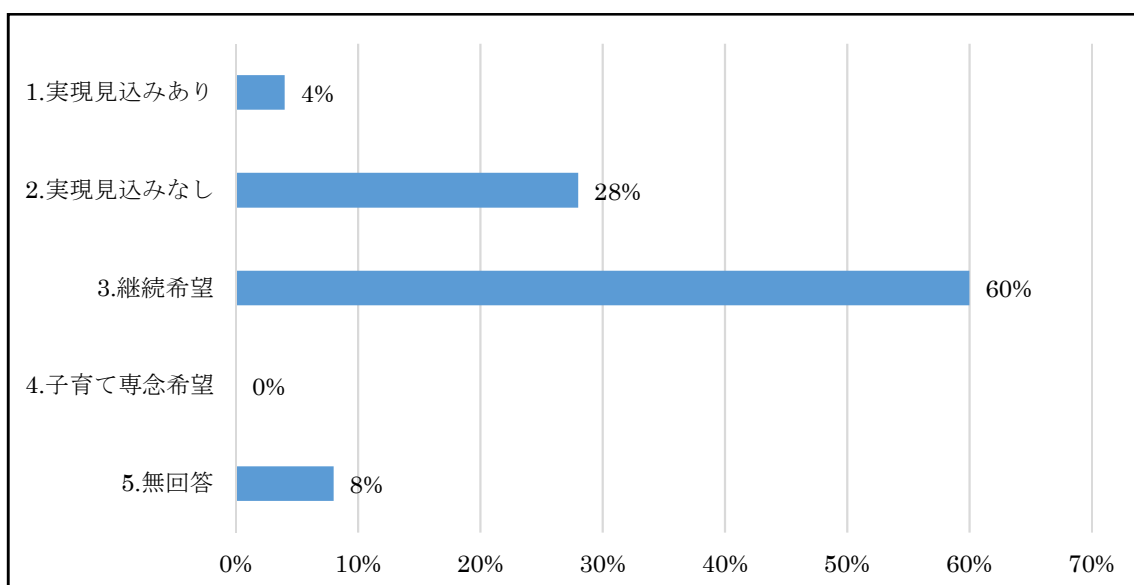


母親のフルタイム就労への希望

※パート・アルバイト等就労の方のみ

○現在、パート・アルバイト等就労の方のフルタイムへの就労希望については、「継続希望」が最も多く60%を占めています。

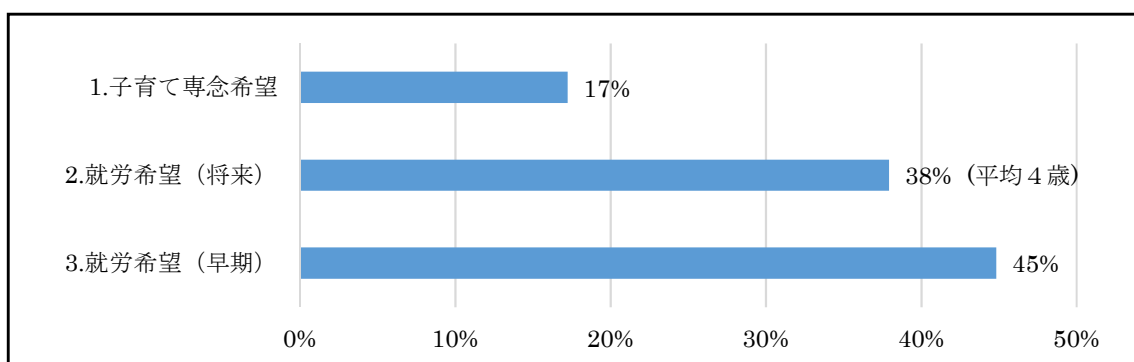
○フルタイムへの希望があり、「実現見込みあり」は4%ですが、「実現見込みなし」の方が28%と高くなっています。



母親の就労希望

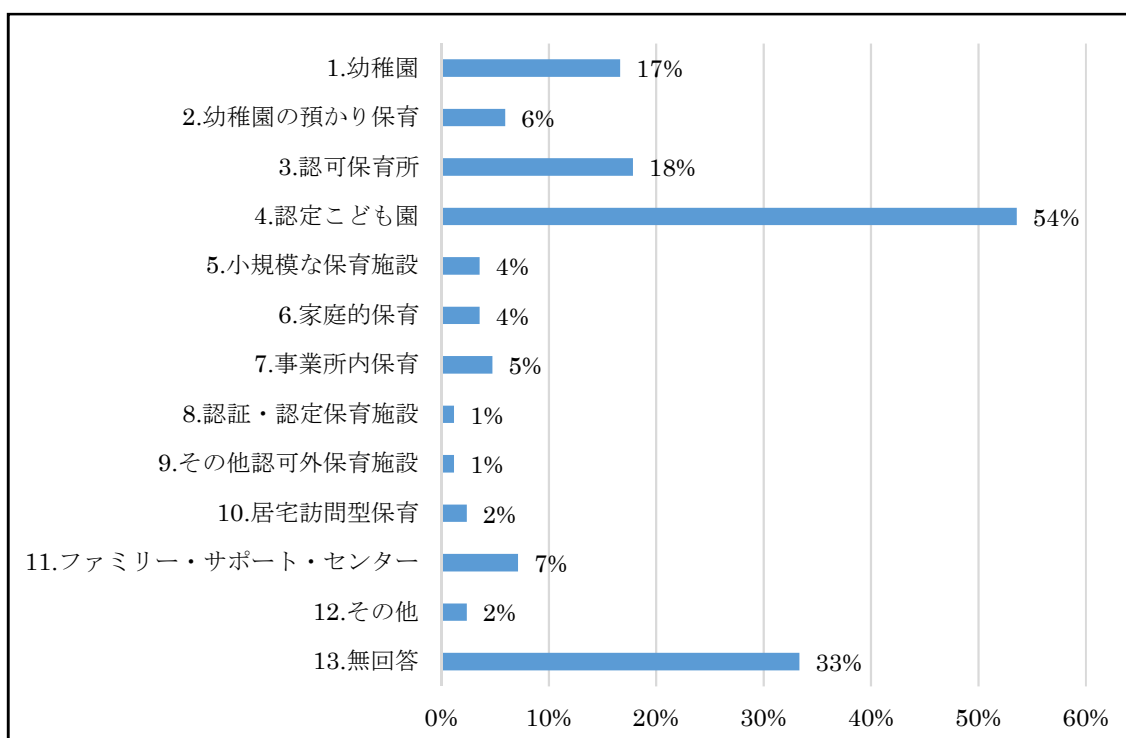
※現在、就労していない方のみ

○現在、就労していない方の就労希望については、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい「就労希望（早期）」が最も多く45%を占め、次いで一番下の子どもが4歳になった頃に就労したい「就労希望（将来）」が38%となっており、就労したい時期の子どもの年齢については、平均4歳となっています。



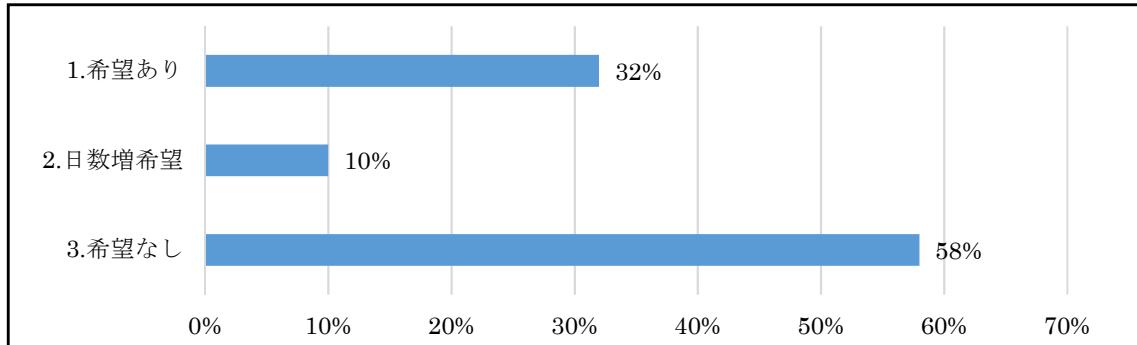
平日の定期的な教育・保育事業の利用意向 [複数回答]

○利用したい平日の定期的な教育・保育事業としては、「認定こども園」が最も多く54%、次いで「認可保育所」18%、「幼稚園」17%の順となっています。



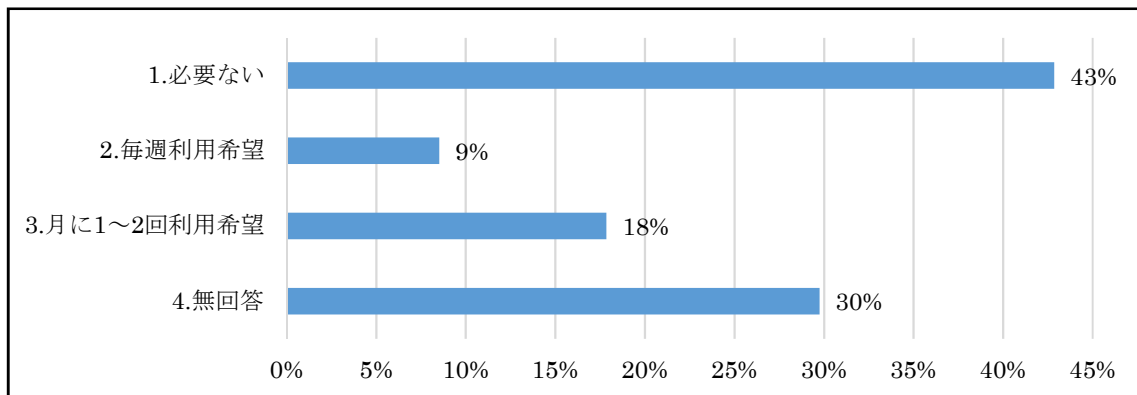
「つどいの広場」「子育て支援センター」等の 地域子育て支援事業の今後の利用希望

○今後の利用希望については、「希望なし」58%、「希望あり」32%、すでに利用しており今後の利用日数を増やしたい「日数増希望」10%の順となっています。

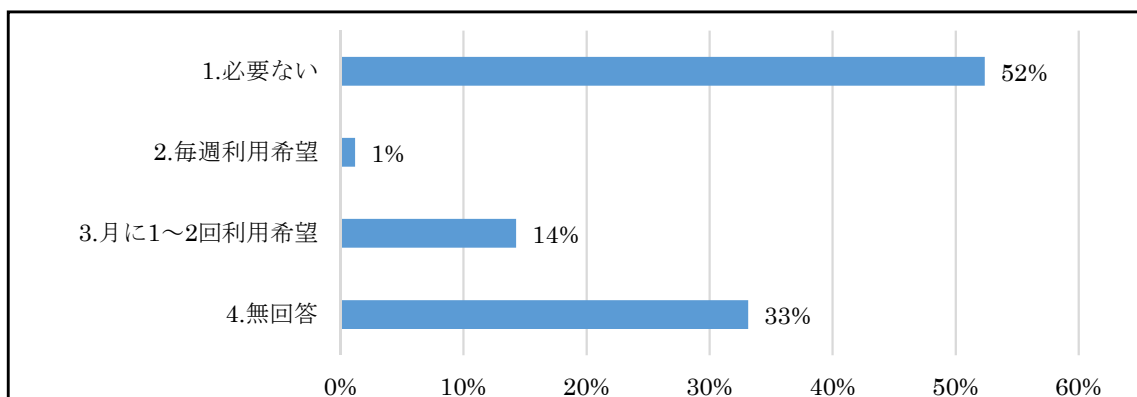


「認定こども園」「認可保育所」等教育・保育事業の 土曜・休日や長期休暇の利用希望

○土曜日の利用希望について、「必要ない」43%、次いで「月に1~2回利用希望」18%となっています。

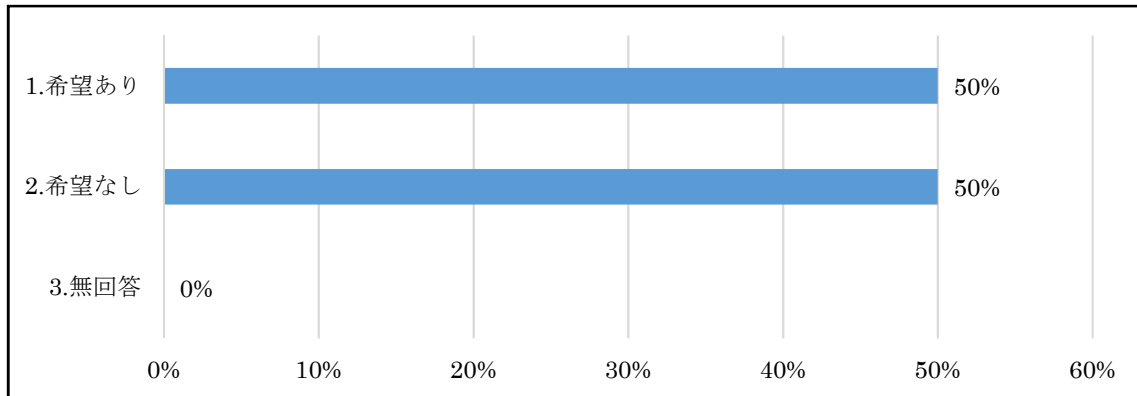


○日曜・祝日等の利用希望について、「必要ない」52%、次いで「月に1~2回利用希望」14%となっています。



病児・病後児保育の利用希望

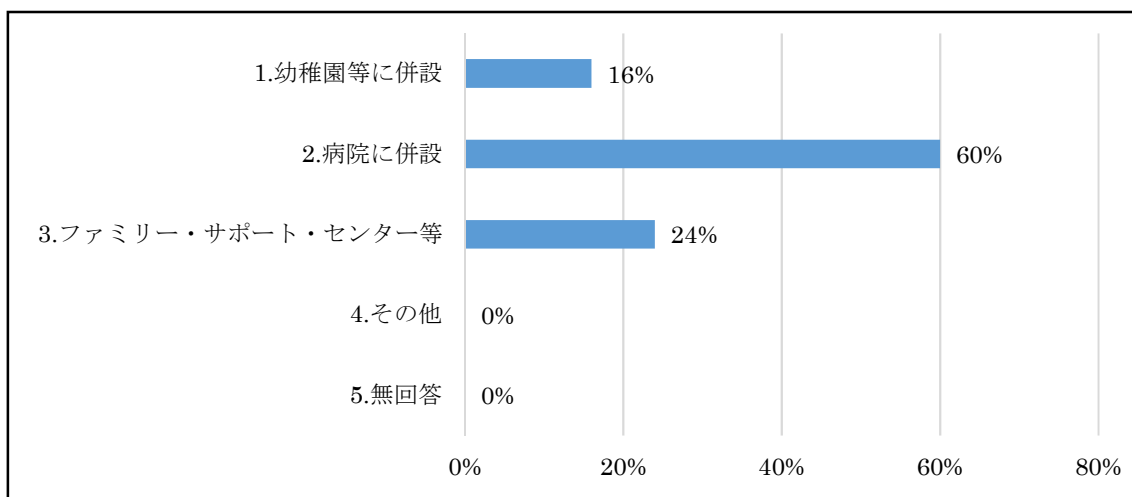
○病児・病後児保育の利用希望について、「希望あり」、「希望なし」とともに50%となっています。



病児・病後児保育の望ましい事業形態について

※利用希望ありの方のみ

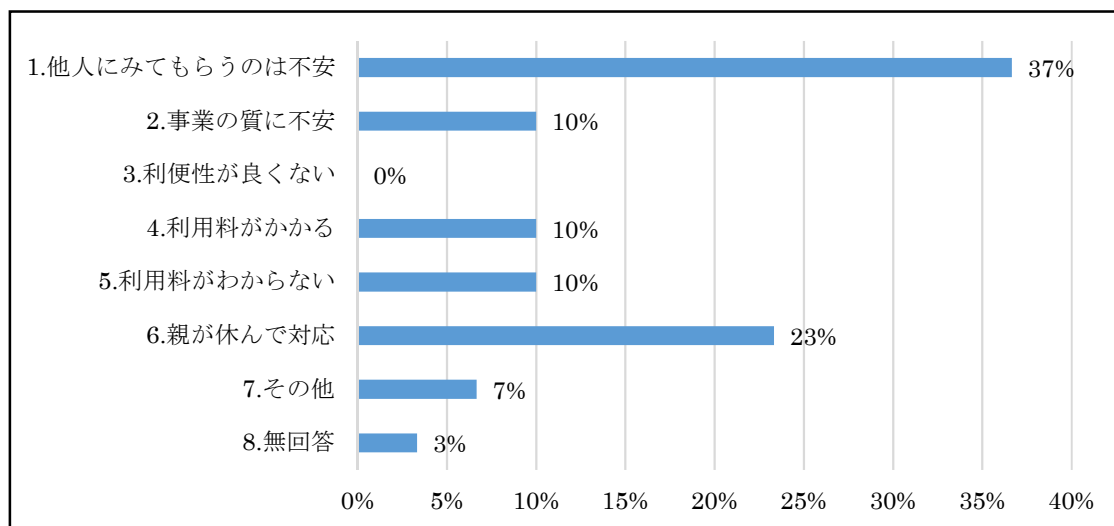
○望ましい事業形態について、「病院に併設」が60%と一番高く、次いでファミリー・サポート・センター等（地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業）が24%となっています。



病児・病後児保育を利用希望なしの理由について

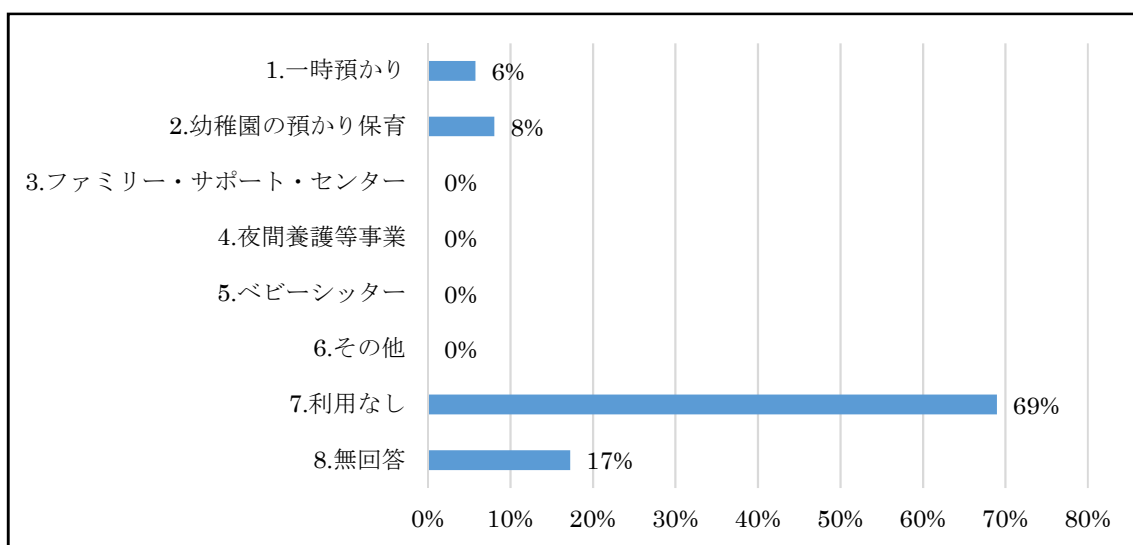
※利用希望なしの方のみ

○利用希望なしの理由について、「他人にみてもらうのは不安」が37%、次いで「親が休んで対応」が23%となっています。



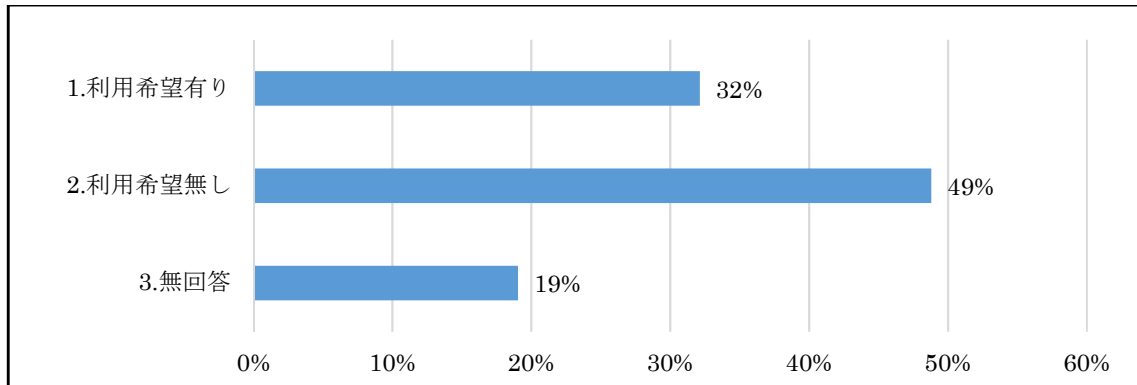
お子さんの不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

○日中の定期的な保育以外に、私用や通院等で不定期的に利用している事業について、「利用なし」が69%と一番高く、次いで「幼稚園の預かり保育」8%、「一時預かり」が6%となっています。



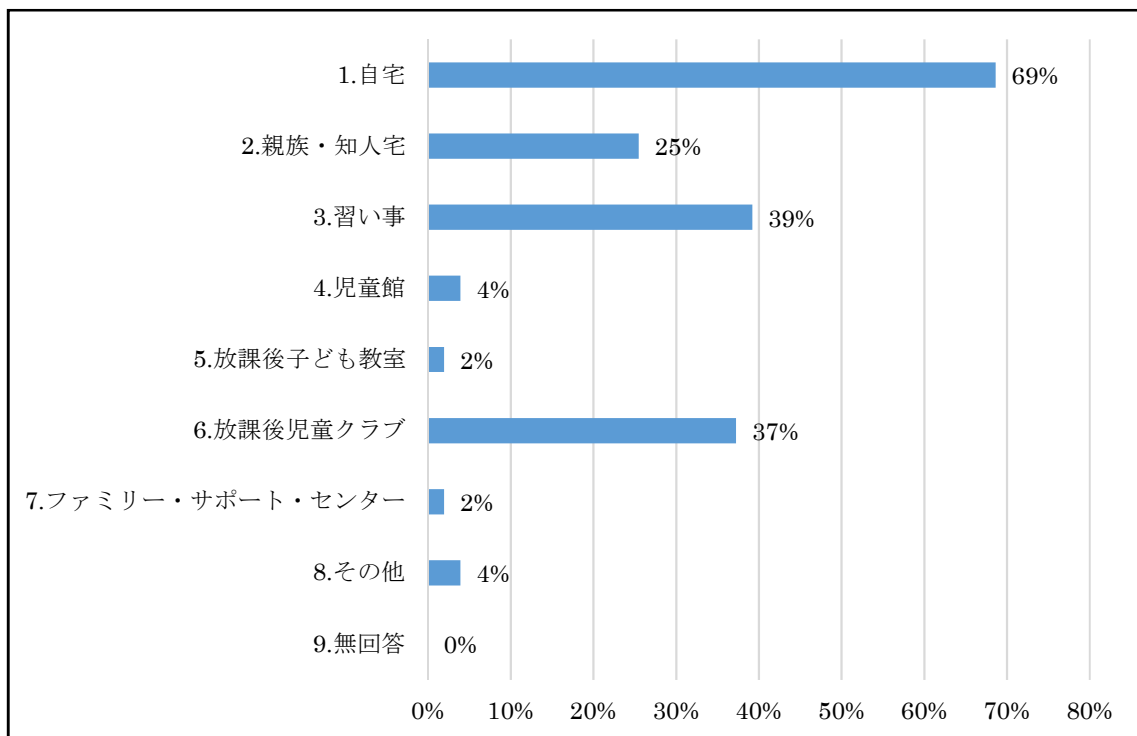
一時預かり等事業の利用希望について

○一時預かり等事業の利用希望について、「利用希望なし」が49%、次いで「利用希望あり」が32%となっています。



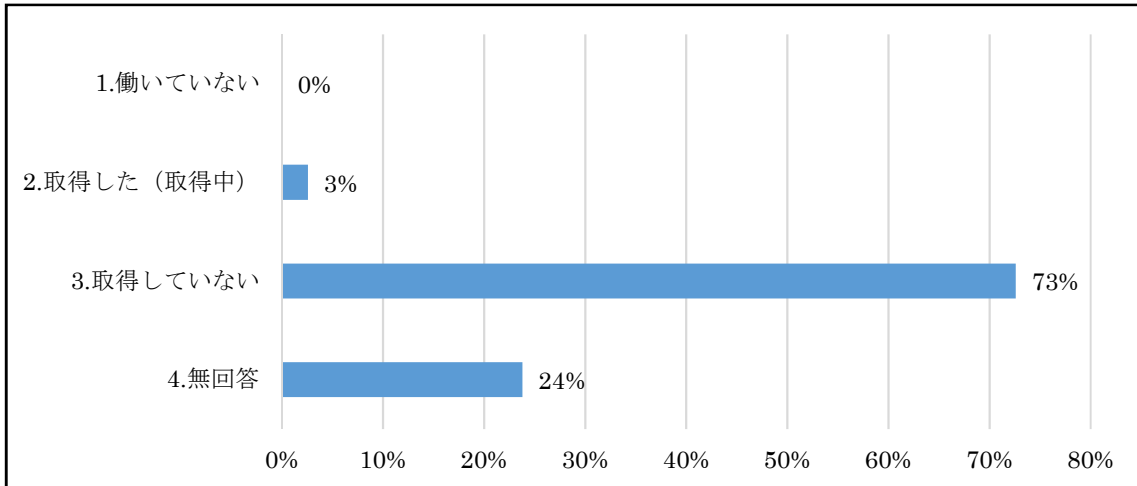
小学校就学後の希望する放課後の過ごし方 [複数回答]

○希望する放課後の過ごし方について、「自宅」が最も高く69%、次いでスポーツ、塾などの「習い事」が39%、「放課後児童クラブ」(学童保育)が37%となっています。



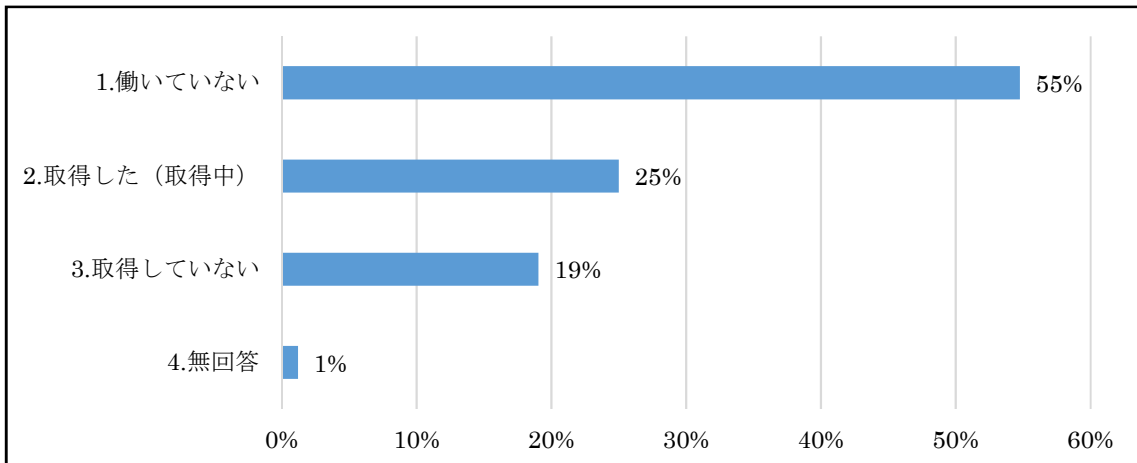
父親の育児休暇取得について

○父親の育児休暇について、「取得していない」が73%と大部分を占め、「取得した（取得中）」が3%と低くなっています。



母親の育児休暇取得について

○母親の育児休暇について、「働いていない」が55%、次いで「取得した（取得中）」25%、「取得していない」が19%となっています。



第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

少子化の進行に伴う子育て環境は、女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加等をはじめ、地域のつながりの希薄化を背景とし、子育てに対する負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、こども園、保育所などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまで推進してきた「子育てが安心してできる地域づくり」の基本理念を継承し、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、子どもたちがこころ豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てできるまちをめざします。

【基本理念】

子育てが安心してできる地域づくり

【子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）】

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
 - 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」、「仕事・子育て両立支援事業」の三つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は国が統一的な基準等を設けて、市町村がサービスを提供する施設型給付費と地域型保育給付費などが対象となっています。「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が地域の実情に応じて実施する各種事業が対象となっており、「仕事・子育て両立支援事業」は一般事業主から徴収する拠出金を原資に企業主導型保育事業などの支援が対象となっています。

《子ども・子育て支援給付》

《子どものための教育・保育給付》

■ 施設型給付

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所（定員20人以上）

■ 地域型保育給付

- ・ 小規模保育（定員6～19人）
- ・ 家庭的保育（定員5人以下）
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育※

※事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するもの。

《子どものための現金給付》

■ 児童手当

《仕事・子育て両立支援事業》

《子どものための教育・保育給付》

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

《地域子ども・子育て支援事業》

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポートセンター事業
- ⑧一時預かり事業（一時保育）
- ⑨延長保育事業
- ⑩病時・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 国から示された教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を勘案したものであること。
- ② 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 本町の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(3) 提供区域設定の主な理由

保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。

本町では、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性から子育て支援サービスを選択できるよう、全町を1区域として設定しました。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【認定区分による施設・事業の利用区分】

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

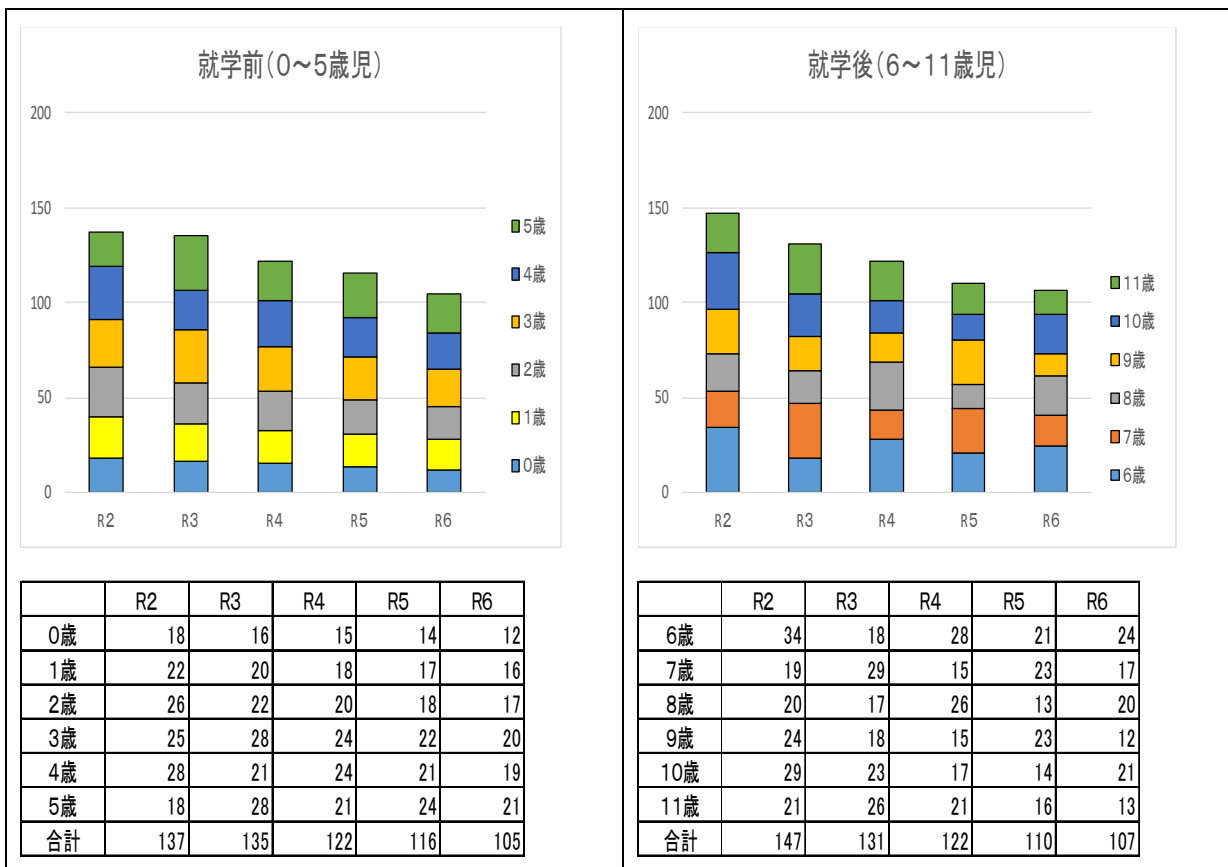
○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 児童人口の推計

住民基本台帳の人口データを用い、コーホート変化率法で児童人口の算出を行いました。推計結果は以下のとおりです。

【児童人口の推計】

(単位 人)



5. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保方策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

本町では認可保育所1カ所、認定こども園1カ所の計2カ所で、保育を実施しています。

【実施施設】

名 称	所 在 地	定 員
松前認定こども園	松前町字博多 226 番地 16	2号認定 51人
		3号認定 9人
松前町立清部保育所	松前町字清部 461 番地 3	2号認定 51人
		3号認定 9人

【量の見込み】

(単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Aニーズ量の見込	65	69	63	61	55
2号認定	54	59	53	51	46
3号認定(0歳)	3	3	3	3	2
3号認定(1・2歳)	8	7	7	7	7
B確保提供数	120	120	120	120	120
2号認定	102	102	102	102	102
3号認定(0歳)	4	4	4	4	4
3号認定(1・2歳)	14	14	14	14	14
差異(B-A)	55	51	57	59	65

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

本町では認定こども園1ヵ所で教育を実施しています。

【実施施設】

名 称	所 在 地	定 員
松前認定こども園	松前町字博多 226 番地 16	1号認定 35人

【量の見込み】

(単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Aニーズ量の見込	14	15	13	13	12
B確保提供数	35	35	35	35	35
差異(B-A)	21	20	22	22	23

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

6. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【特設窓口等の設置状況】

特設窓口等の設置はしていません。

【確保方策】

本事業については、引き続き本町の担当窓口で対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

名称	所在地
松前認定こども園	松前町字博多 226 番地 16
松前町立清部保育所	松前町字清部 461 番地 3

【量の見込み】

(年・延人数／単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	672	576	528	504	456
実施箇所数(箇所)	2	2	2	2	2

【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(3) 妊産婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

(実人数・延受診件数/単位 人・件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	18	16	15	14	12
受診件数	252	224	210	196	168

【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

(実人数/単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	18	16	15	14	12

【確保方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【実施状況】

必要に応じ随時実施しています。

【確保方策】

本事業は、保健師による乳幼児全戸訪問事業実施時状況を把握し、必要に応じ実施します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等、様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施の予定はありませんが、状況に応じ必要があれば随時実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望もないことから、実施の予定はありませんが、必要に応じ実施できるよう努めます。

(8) 一時預かり事業（一時保育）

① 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園及び認定こども園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】 (単位 人)

名称	所在地	平成 30 年度利用実績
松前認定こども園	松前町字博多 226 番地 16	995

【量の見込み】 (延人数/単位 人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
Aニーズ量の見込	864	864	720	720	720
B確保提供数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
差異(B-A)	136	136	280	280	280

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

② 保育所、認定こども園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所や認定こども園で一時的に預かる事業です。

【実施状況】 (単位 人)

名称	所在地	平成 30 年度利用実績
松前認定こども園	松前町字博多 226 番地 16	25
松前町立清部保育所	松前町字清部 461 番地 3	269

【量の見込み】 (年・延人数/単位 人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
Aニーズ量の見込	216	216	216	144	144
B確保提供数	300	300	300	300	300
差異(B-A)	84	84	84	156	156

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(9) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【量の見込み】

(年・実人数/単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Aニーズ量の見込	1	1	1	1	1
B確保提供数	0	0	0	0	5
差異(B-A)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	4

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望があるため、今後のニーズ状況等を検討し、令和6年度までに可能な限り実施できるよう努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【量の見込み】

(年・実人数/単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Aニーズ量の見込	297	292	262	249	228
B確保提供数	0	0	0	0	300
差異(B-A)	△ 297	△ 292	△ 262	△ 249	72

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望があるため、今後のニーズ状況等を検討し、令和6年度までに可能な限り実施できるよう努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【実施状況】

(単位 人)

名称	所在地	平成 30 年度利用実績
松城学童保育	松前町字唐津 113 番地 1	27
清部学童保育	松前町字清部 461 番地 3	8

【量の見込み】

(実人数/単位 人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
Aニーズ量の見込	24	20	20	20	19
低学年(1～3年)	23	19	19	19	18
高学年(4～6年)	1	1	1	1	1
B確保提供数	80	80	80	80	80
差異(B-A)	56	60	60	60	61

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

今後、ニーズがある場合「放課後健全育成事業」と、全ての就学児童が利用できる「放課後子ども教室」を一体的又は連携して実施するよう努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、新制度で新たに導入されました。

【基本的な方針】

国の動向に応じて、事業を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業で、新制度で新たに導入されました。「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【基本的な方針】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業の展開を検討します。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

【本町の考え方】

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供については、幼稚園機能と保育所機能の統合のみならず、保護者の就労の実態、教育・保育の質の向上、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることなどを大切に考え、子どもが健やかに育成されるための環境づくりを進めていくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、松前町の未来を見据えるうえで、重要な施策の一つであります。

【本町の現状】

現在、町内には認定こども園が1施設（定員：幼稚園35人、保育園60人）となっています。その他、町立保育所が1施設（定員60人）あります。

【基本的な方針】

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持つ単一の施設であり、職員配置や保育室の面積などの施設基準について、幼稚園と保育所の高い水準を基本としています。

現状の利用数及びアンケート調査による量の見込から、施設数は適正な状況であり、認定こども園は、現状の施設数を維持することが必要です。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園、保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行うことができるよう、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

また、必要な地域子ども・子育て支援事業についても、積極的に確保し子育て支援を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

認定こども園、保育所及び小学校の間で、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう連携を推進します。

8. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、北海道が行う施策と連携し各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、ネットワークを構築し、情報の共有などを行います。

松前町要保護児童対策地域協議会を組織し、児童問題の早期対応と迅速な処理が図られるよう取り組んでいます。

事例発生の場合は虐待家庭等に対する支援を行なううえで、児童相談所等の関係機関との連携のもとケース検討会議等を行います。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭等自立促進計画等の定めるところにより、相談機能の充実、子育て・生活支援の充実、就業支援の充実、養育費確保の充実、経済的支援の充実及び母子福祉団体等の支援・連携強化の6つの「基本的な方向」に基づき、総合的な自立支援を推進します。

③ 巡回児童相談

函館児童相談所が、児童の発達障がい、登校拒否やひきこもりなど複雑多様化するなかで、児童の健全な育成を図るため、密接な連携のもとで相談支援事業を実施しています。

【年2回実施】

④ 障がい児施策の充実等

○児童デイサービス事業の実施

発達に不安又は障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作

の指導、集団生活への適応訓練等、松前町と福島町の在宅障がい児に対し児童発達支援事業を行ないます。

【定員10人で実施】

○障がい児専門支援事業の実施

発達の遅れや障がいがあり専門的な支援を必要とする児童を対象に、医師による発達評価、理学療法士及び作業療法士による療育指導、言語聴覚士・発達支援専門員による技術的指導やカウンセリングを行います。

【年4回実施】

(3) 母親と子どもの健康と保健対策

① 母子健康手帳交付

妊娠の届出のあった妊婦に対し母子健康手帳の交付をし、妊娠・出産・産後の期間において個別の支援プランを作成し、体調や心配事の相談に応じ妊産婦を包括的・継続的に支援します。

【随時交付】

② マタニティー相談

妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に必要な知識情報を提供することで、母体の疾病予防や出産準備について支援します。

【随時実施】

③ 訪問指導

健康状態、発育状況、生活環境等、訪問指導が必要な妊産婦や新生児、経過観察を必要とする乳幼児等、育児不安を持つ家庭へ訪問し指導を行います。

【随時実施】

④ 健康相談

町民の生涯にわたる健康的な生活習慣の確立と健康づくりに相談支援を実施しています。

乳幼児については、疾病の早期発見や生活リズムの確立が健康状態に大きく左右され、生涯の生活習慣の基盤になるため、将来的な疾病予防も念頭においた、生活習慣の基盤づくりや育児支援を目的とした相談等を進めます。

【週1回実施】

⑤ 栄養相談

栄養相談は、各種健診時にも実施しており、生涯の健康づくりに必要な正しい食習慣形成のため、個々の状況や発達段階にあわせた支援を行います。

【月1回実施】

⑥ 先天性股関節脱臼検査

生後3ヵ月児を対象に、町立松前病院に委託し検査を実施し、早期発見を図ります。疾病を早期に発見し治療することにより、乳児期の健康を維持し健全な発育を促します。

【月1回実施】

⑦ 産婦健康診査

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後1ヵ月など出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査を受診するよう促します。

⑧ 乳児健康診査

乳児の発育、発達が順調であるか身体計測、問診、診察等により疾病や心身障がい等の早期発見を図り、早期治療と療育を促すとともに心身、運動、言語の発達確認を行います。

また、生活習慣や食習慣の乱れに対し、乳児期から栄養相談をはじめとし、育児指導による生活習慣の確立を図り、乳児の健全な発達支援を実施します。

【年4回実施】

⑨ 1歳6ヵ月児童健康診査、3歳児健康診査

幼児期の心身障がい等の早期発見と虫歯予防や生活習慣の確立を支援します。生活習慣や食習慣の乱れに対し、育児指導をはじめ栄養相談による支援を行います。

【年4回実施】

⑩ 5歳児健康診査

幼児期の心身障がい等の発見と生活習慣の確立を支援し、療育相談等を通じ保育所や小学校での集団生活に適応しやすいよう療育環境の整備や支援を行います。

【年4回実施】

⑪ 各種予防接種

感染症の発症及びまん延予防のため、法で定められた予防接種を行います。(BCG、MR、四種混合、二種混合、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘等)

⑫ 育児教室

「すくすく教室」を開催し、乳幼児をもつ母親の悩みや育児相談に応じ、保護者の自立と乳幼児の健康保持を図り、育児支援を行います。

【月2回実施】

⑬ 母子保健支援システム

養育支援が必要な家庭に関する情報を把握し、関係機関と相互協力及び連携のもとに地域における母子保健サービスの支援を図ります。

⑭ フッ素塗布事業

1歳6ヵ月児から3歳6ヵ月児未満を対象に実施し（受診券を発行）、幼児の歯の健康保持と虫歯予防の推進を図ります。

【年4回実施】

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人一人が、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や町はもとより、家庭や地域、保育所、こども園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役

割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 本町における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図ります。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図っていきます。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図るうえでは、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

4. 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画を変更することなど、必要な措置を講じるために、PDCAサイクルにより「松前町子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

【PDCA サイクル】

計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しをする

5. 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤の確立が重要となります。

そこで、本計画の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行っていくよう努めます。

資料

■松前町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	経過概要
平成31年4月19日 ～5月15日	第2期松前町子ども・子育て支援事業計画（松前町次世代育成支援地域行動計画）に向けたアンケートの実施
令和2年2月17日	松前町子ども・子育て会議 第4回 （1）子ども・子育て支援事業計画（素案）について （2）子ども・子育て支援アンケート調査結果の概要について （3）その他
令和2年3月18日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面表決会議とした。	松前町子ども・子育て会議 第5回 （1）子ども・子育て支援事業計画の案について

松前町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、松前町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 松前町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が任命又は委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 町の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

施行期日

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

松前町子ども・子育て会議委員

要綱第3条第2項の委員

【第1号】 子どもの保護者

所属等	氏名
清部保育所父母の会会長	川 股 朋 幸
松前認定こども園父母の会会長	河 野 光 治
松城小学校PTA会長	石 戸 保
小島小学校PTA会長	酒 井 雅 史
大島小学校PTA会長	宮 崎 修 二

【第2号】 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

所属等	氏名
松前認定こども園副園長	岡 陽 子
松城学童保育所	野 村 紹 子
児童デイサービス事業所	五十嵐 亜希子

【第3号】 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

所属等	氏名
松前町青少年健全育成連絡協議会会長	堺 繁 光
町内小学校教職員（松城小学校校長）	近 江 辰 仁
主任児童委員	吉 田 美 雪

【第4号】 町の職員

所属等	氏名
清部保育所主任保育士	佐 藤 樹 理
教育委員会 文化社会教育課社会教育主事	佐 橋 赴 未
健康推進課 主任保健師	早 瀬 由 希 子

第2期松前町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行

松前町福祉課

〒049-1592 松前郡松前町字福山248番地1

Tel.0139-42-2275 (代)